# 秋田県ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、秋田県ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策実施要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 排出水の調査

要綱第5に規定する調査は、次により実施するものとする。

- ① 調査地点は、原則として排水口とする。ただし、排水口における採水が不可能と認められる場合においては、ゴルフ場内の調整池、排水路のほかゴルフ場下流の河川等を含め、ゴルフ場からの農薬の濃度の実態が適切に把握できると認められる地点とする。
- ② 調査時期は、排水口から流出する農薬の濃度が高い状態になると見込まれる時期とする。
- ③ 調査は、当該ゴルフ場を管轄する地域振興局福祉環境部長(以下「福祉環境部長」という。)が実施するものとする。
- ④ 調査結果は、事業者に通知するものとする。

### 第3 自主検査の実施

要綱第6に規定する検査は、次により実施するものとする。

- ① 検査地点は、第2の①に定める地点とする。
- ② 検査回数は、年1回以上とする。
- ③ 検査時期は、第2の②に定める時期とする。
- ④ 検査対象は、当該ゴルフ場で使用されている要綱で指針値を定めている殺虫剤、殺菌 剤及び除草剤のそれぞれの区分毎に使用量の多い農薬2種類以上とする。
- ⑤ 分析は、事業者が環境計量証明事業所に委託して行うものとする。
- ⑥ 検査結果の報告は、管轄する福祉環境部長を経由して行うものとする。

# (附 則)

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

## (附 則)

この要領は、平成10年2月5日から施行する。

### (附 則)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

### (附 則)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

#### (附 則)

この要領は、平成21年7月1日から施行し、改正後の第3の規定は、同年4月1日から適用する。

### (附 則)

この要領は、平成25年9月11日から施行する。